

ソーシャルメディア 利用に関するガイドライン

知らなかった！
では許されない。

・ ・ ・ ・ ・
必ず読んでください。

ソーシャルメディアはあなたを
被害者にも加害者にもする。

ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1. はじめに／本ガイドラインの目的

千葉工業大学は、コミュニケーションツールとしてのソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えるだけでなく、情報交換することが可能であり、今後ますます相互関係の構築にあたって重要な手段になると考えています。

ソーシャルメディアを用いて情報を発信することは、憲法で「表現の自由」として保障されています。しかし、ソーシャルメディアの安易な利用によって、トラブルが発生しているのも事実です。ソーシャルメディアを利用する際には、匿名であるかどうかに関わらず、責任をもって「自由」を行使することが求められます。なお、情報を発信する際に匿名であっても、なんらかの情報により発信者が特定される場合も考慮に入れる必要があります。

本ガイドラインでは、ソーシャルメディアをより活用するために、様々なトラブルに巻き込まれないように注意すべき点を示します。

2. ソーシャルメディアとは？

ソーシャルメディアとは、Twitter、Facebook、LINE、Instagram、mixi、ブログ、プロフィール、動画共有サイトなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を含む、情報交換が可能なサービスです。

3. ソーシャルメディアガイドライン

ソーシャルメディアでは、情報投稿、コメント、レビューや共有などを行うことで、他の利用者と情報を共有・交換することなどが出来ます。正しく利用した場合には非常に優れたツールとなるものですが、同時に様々なトラブルを引き起こすことも考えられます。さらに、インターネット上でトラブルが発生した場合、その情報が広く世界に知れ渡る可能性があり、保存あるいは長期間公開されてしまうことがあります。

ソーシャルメディアを有効に活用するためにも、以下のガイドラインに則った行動を心掛けてください。

Webやソーシャルメディアなどのインターネット上で情報を公表することを「情報を発信する」といいます。

一般にソーシャルメディアでは、情報を相互にやり取りすることが求められます。ただ単に情報を収集するのではなく、どのようなコミュニティに貢献が可能であるかを考えた上で利用するように心掛けてください。

同時に、情報を発信する場合には、発信者が意図するかしないかに関わらず、どのような問題が起こりうるかをよく考えることが求められます。発信者の不注意やミス、システムの不具合であっても、いったん発信してしまった情報は、多くの場合、発信しなかったことには出来ません。これらの危険を十分に考慮し、情報を発信する場合には、たとえそれが限定された範囲への発信でも、万が一情報が公になった場合にどのような影響があるかを考えておく必要があります。

違法行為や迷惑行為はそれだけでも社会的に制裁を受ける行為ですが、ソーシャルメディアで発信してしまったために、本人だけではなく、周りの人や関係組織が本来受けるべき罰とは別に、より大きな社会的制裁を受けてしまうことがあります。違法行為ではなくても、自分の気に入らない行動に対して社会的制裁を加えようとする人がいるということも意識する必要があります。

例えば、最近では、就職活動において採用側がソーシャルメディアの情報を検索し、採否の参考にしているというケースも報告されています。

以下、注意点を挙げます。

1) 法令の遵守

海外にいる場合を含めて、情報を発信する場合には必要な法令を遵守する必要があります。日本国内では、基本的人権、著作権、肖像権、商標権等、他人のプライバシーなどを侵害しないようにする必要があります。特に以下のような情報は発信してはいけません。

- (1) 誹謗中傷する内容
- (2) 他人のプライバシーを侵害する内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容
- (5) 研究上で未公表な事項に関する内容
- (6) 大学のセキュリティを侵害する内容

2) ソーシャルメディア上のマナー

他人の考えや人物、行動を批判する場合には、相手に配慮することを心掛けてください。他人と直接話すときに行わないことは、ソーシャルメディア上でも行わないようにしてください。また、ソーシャルメディア上であっても、他人に私的な社会的制裁を加えてはいけません。これはたとえ相手が違法行為や迷惑行為をしていると思われる場合でも同様です。

3) なりすましの禁止

ソーシャルメディア上では、本人が一般に公開しているものや許可があるものを除き、他人の個人名や写真を用いたり、それらを用いた議論を行ったりしてはいけません。また、他人になりすます行為はしてはいけません。匿名であっても、その発言が自分以外の人に迷惑を掛けるような発信は慎んでください。

4) 千葉工業大学に関する事項

千葉工業大学、及び本学の学生、卒業生、教職員などに関する守秘義務のある情報、私的な情報またはそれに類する情報を発信してはいけません。ただし、すべての関係者の明確な許可がある場合は除きます。公開しようとしている情報については、よく考えてから投稿を行ってください。情報を発信する場合には、本人が意図していなくてもそれが公としての発言と取り扱われることに注意してください。ソーシャルメディアを利用する際は、その設定などに十分な注意を払ってください。

5) 情報の削除・訂正

誤った内容あるいは誤った内容を含む情報を発信してしまった場合は、できる限り速やかにその内容を訂正してください。あとから記述が訂正可能な場合にも、訂正したことをわかるように記述することが望ましいです。

6) 公式見解との区別

千葉工業大学あるいは本学内の一部組織の公式な見解であると誤認される可能性がある場合は、公式な見解ではないことを明示して情報を発信するようにしてください。

7) 処罰

上記に関わらず、ソーシャルネットワーク上で大学の名誉などが傷付けられた場合は、規程に則り処罰することがありうるので注意してください。

2020年3月

図書館・情報メディア委員会

具体的な問題発生事例

A) アルバイト先のコンビニエンスストアで、アイスクリームケースの中に自分が入った写真を投稿。

このケースは、本人は友人に見せる冗談のつもりだったようですが、アイスクリームケースの衛生面の問題も指摘されるなど、問題が大きく取り上げられ、結果的にコンビニエンスストアが閉店する事態になりました。SNS に投稿したことだけではなく、アイスクリームケースに入った行為事態に問題がありますが、そもそもこの行為は SNS に投稿するために行った行動だと思われます。それが結果的に SNS 上で大きな問題を引き起こしました。

B) 飲食店のアルバイトが、有名人が来店したことを投稿。

このケースでは、業務上知り得たことを外部に公表したことが問題となり、本人だけではなく、飲食店の信用を大きく傷つけ、店主も謝罪する事態となりました。場合によっては有名人に対する賠償問題となっているケースもあるようです。

C) 大学一年生が新歓コンパで酔って騒いでいる友人の写真を投稿。

写真から未成年者が飲酒していることが推定されたため、問題となりました。これも未成年者が飲酒していたとすればそれ自体が問題ですが、たとえ未成年者が飲酒していなかったとしても、SNS への投稿がきっかけで問題が大きくなってしまふことがあるという事例です。このケースでは、未成年者が飲酒していた可能性があるということで大学が謝罪会見を行いました。

D) 限られたユーザだけが見えるソーシャルメディアへの投稿を間違えて別の場所に投稿。

具体例は控えますが、この結果、本来公開すべきでない情報が公開されてしまい、投稿した本人だけではなく、関係した多くの人々に影響を与えてしまった事例が数多く発生しています。ここから企業秘密や個人情報が見えたり漏洩してしまったケースもあり、その後、裁判となったケースもあります。

E) ソーシャルメディアに匿名で犯罪予告を投稿。

これも具体例は控えますが、犯罪予告に SNS を利用しているケースもあります。犯罪予告自体が問題ではありますが、匿名で情報発信できる場として SNS が利用されてしまった事例です。また、実際に犯罪を起こすつもりではなく、軽い気持ちで、友人などを対象に冗談のつもりでも SNS に投稿したことで犯罪予告とみなされ、大きな問題を起こしたこともあります。多くのケースで警察の捜査により、これらの投稿を行なった人が特定されて逮捕されています。